



お知らせ

屋外広告物を設置しようとする方へ

問 谷和原庁舎都市計画課（内線5104）

■屋外広告物の表示は許可制です

屋外広告物の設置には基準が定められており、原則として、市の許可が必要となるので、次の点にご注意ください。

○屋外広告物設置のために、土地や塀などを貸す場合には、それが適法なものか、許可申請を行う予定であるものかどうかを依頼者に確認してください。疑問がある場合には、市へ連絡をしてください。

○店舗などの経営者の方は、基準に合った屋外広告物を設置するために、事前に市と協議をしてください。

■屋外広告物の点検ルールが変わります

屋外広告物の点検ルールを定めた「茨城県屋外広告物条例施行規則」が改正され、10月1日(金)から、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要となります。詳細については、市ホームページをご確認ください。



くらし・環境

資源物の持ち去り防止にご協力を

問 谷和原庁舎生活環境課（内線3306）

市では、ご家庭から集積所に出された資源物の適正なりサイクルに努めています。しかし、集積所に出された資源物を市の委託業者が収集する前に、無断で持ち去られていると市に通報が寄せられています。

市民の皆さんが持ち去り行為を見かけた場合は、行為者に直接声をかけずに、情報提供にご協力をお願いします。

■見かけたら通報を
次の情報のなかで分かった範囲で構

いませんので市生活環境課または常総警察署へご連絡ください。

- 発見した日時と場所
- 車両のナンバーや車種・色
- 持ち去った資源物の種類と量
- 人物の特徴

【問い合わせ先】

○生活環境課廃棄物対策室

○常総警察署（☎0297・22・0110）



お知らせ

安定した災害復旧活動にむけて協定締結

問 伊奈庁舎防災課（内線2502）

市は7月15日、茨城県石油商業組合取手支部つくばみらい部会と「災害時における燃料の供給に関する協定」を締結しました。

本協定は、大災害が発生した際、災害対策本部や避難所の発電機器、災害対策活動に必要な車両などへの燃料を、優先的に供給するものです。これにより、安定した燃料供給が可能となり、作業が停滞することなく災害復旧活動を行うことができます。



⑤から渡邊副市長、小田川市長、齊藤部会長、川口副部会長



お知らせ

宝くじの助成金でエアコンなどを整備

問 伊奈庁舎地域推進課（内線1302）

宝くじは、身近なところで役立っています

（二財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の一環として行うコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業の採択を受け、城中自治会の公民館にエアコンやテレビ、冷蔵庫などが整備されました。

一般コミュニティ助成事業とは、住民が自主的に行うコミュニティ活動の

促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業です。



※写真は備品の一例です。